

## MIRAINI グループ仕入先様サステナビリティガイドライン

制定：2026 年 4 月 1 日

### I. はじめに

MIRAINI グループは、2026 年 4 月に「MIRAINI グループ仕入先様サステナビリティガイドライン」を策定しました。

近年、環境負荷低減、人権尊重、適正な労働環境、コンプライアンスなど、企業に求められるサステナビリティ対応はさらに重要性を増しており、企業の社会的要請への対応力がますます求められます。また、グローバル化や情報技術の高度化の進展とともに、環境問題・人権問題などの社会課題は複雑化・深刻化しており、持続可能な社会の実現に向けた取り組みの重要性が高まっています。

サプライヤーの皆様におかれましては、本ガイドラインの趣旨をご理解いただき、自社での実践に加え、皆様のサプライチェーンに対しても本ガイドラインの趣旨の展開と実践をご要請いただきますようお願い申し上げます。今後も、皆様と共に持続可能な社会の実現を目指して歩んでまいります。

2026年4月

MIRAINI ホールディングス株式会社  
代表取締役社長執行役員 木村 守孝

## II. MIRAINI グループ調達基本指針

- ・ すべてのお取引先様に対して、公正、公平な開かれた調達活動を展開いたします。
- ・ 取引を通してお取引先様との相互発展を図り、より強い信頼関係を築くことを目指します。
- ・ 環境に配慮した「グリーン調達」を推進します。
- ・ QCD（品質・コスト・供給）に取り組む姿勢や体制等を総合的に勘案したサプライチェーンを構築します。
- ・ 法令遵守と機密保持を徹底いたします。
- ・ サステナビリティへの取組をサプライチェーン全体で推進します。

## III. 仕入先様サステナビリティガイドライン

### 1. 人権・労働

#### ① 基本的人権の尊重

- ・ 従業員の人権を尊重し、人種・民族や出身国籍・宗教・年齢、性別等を理由とした、職場におけるあらゆる形態のハラスメントを許さない。

#### ② 差別の禁止

- ・ あらゆる雇用の場面（応募、採用、昇進、賃金、教育を受ける権利、福利厚生、解雇、退職、業務付与、懲罰など）において、人種・民族・国籍・出身地域・宗教・性別等を含むいかなる理由の差別も行わない。
- ・ ダイバーシティ & インクルージョンを重要な経営基盤の一つとして位置づけ、取り組みを推進する。

#### ③ 児童労働の禁止

- ・ 児童（15歳未満、義務教育を修了していない者、各国・地域の該当法令による就労最低年齢のうち、いずれか最も高い年齢に満たない者）の労働は認めない。
- ・ 18歳未満の従業員を危険有害業務に従事させない。
- ・ 職業訓練や見習いについては、各国・地域の該当法令が認めている範囲のみで就労可能とする。

#### ④ 強制労働の禁止

- ・ 暴力、脅迫、債務等によるあらゆる強制労働や、人身取引を含むいかなる形態の現代奴隷も認めない。
- ・ すべての労働は自発的であること、および従業員が自由に離職できることを確実に保証し、強制労働は行わない。
- ・ 雇用の条件として、パスポート、公的な身分証明書または労働許可証の引渡しを従業員に要求しない。なお、従業員は合法的に雇用されていなければならない。

- ・採用手数料など、国際規範上で不当とみなされる費用を本人に負担させない。

#### ⑤適切な賃金

- ・最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国・地域の法令等を遵守する。
- ・法定必須給付を支給する。
- ・給与その他給付、福利厚生及び控除は、各国該当法令を遵守して適時明確に従業員に明細を伝える。

#### ⑥労働時間

- ・従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理し、法定限度を越えないよう各国該当法令等を遵守する。

#### ⑦結社の自由、従業員との対話・協議

- ・従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を、事業活動を行う国の該当法令等に基づいて認める。
- ・従業員が経営層へ、報復、脅迫や嫌がらせを恐れずに、オープンで直接コミュニケーションできる権利を保証する。

#### ⑧人材育成

- ・人材育成を通じて、従業員のキャリア形成と能力開発を支援する。

## 2. 安全衛生

### ①労働安全

- ・職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保する。

### ②緊急時への備え

- ・人命・身体の安全を損なう災害・事故などの緊急事態に備え、発生の可能性も含めて特定し、労働者および資産の被害が最小限となる緊急対応時の行動手順の作成、必要な設備などの設置、災害時にその行動がとれるように教育・訓練を行う。

### ③労働災害・労働疾病

- ・労働災害及び労働疾病の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策及び是正措置を講じる。

### ④産業衛生

- ・職場において、有害な生物的・化学的・物理的な影響に労働者が曝露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行う。

### ⑤身体的負荷のかかる作業への配慮

- ・身体的に負荷のかかる作業を特定、評価のうえ、労働災害・労働疾病につながらないように適切に管理する。

#### ⑥機械装置の安全対策

- ・労働者が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を実施する。

#### ⑦施設の安全衛生

- ・労働者の生活のために提供される施設（寮・食堂・トイレなど）の安全衛生を適切に確保する。

#### ⑧安全衛生のコミュニケーション

- ・労働者が被る可能性のある職務上の様々な危険について、適切な安全衛生情報の教育・訓練を労働者が理解できる言葉・方法で提供する。
- ・労働者から安全にかかわる意見をフィードバックする仕組みを構築する。

#### ⑨労働者の健康管理

- ・全ての労働者に対し、適切な健康管理を行う。

### 3. 環境

#### ①環境マネジメント

- ・幅広い環境活動を推進するため、各国・地域の環境関連法令を遵守するとともに、継続的な改善を行う環境マネジメントシステムを構築し、また運用をする。

#### ②温室効果ガスの排出削減

- ・地球温暖化防止に貢献するため、事業活動での温室効果ガスの排出管理を行い、皆様の仕入先とも一体となり削減活動を推進する。また、継続的な資源・エネルギーの有効活用を図る。

#### ③大気・水・土壌等の環境汚染防止

- ・大気、水、土壌等の汚染防止に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、継続的な監視と汚染物質の削減を行い、環境汚染を防止する。

#### ④資源・エネルギーの有効活用（3R\*）

- ・廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、資源の有効活用を通じて廃棄物最終処分量の削減に取り組む。
- ・要請があれば、再生材の使用実績を報告する。

\* 3Rとは、Reduce（削減）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源）を指す。

#### ⑤化学物質の管理

- ・環境汚染の可能性のある化学物質の安全な管理を行う。
- ・すべての製品について、各国・地域の法令で禁止された化学物質を、当該国・地域において含有しない。
- ・製造工程においても各国・地域の法令等で禁止された化学物質は使用せず、各国・地域の法令で指定された化学物質に関しては、法令に基づき排出量の把握・行政への報告を行う。

#### ⑥自然共生社会の構築

- ・生物の多様性が企業活動の存続の前提であるとの認識に基づき、人と自然が共生する持続可能な社会の実現に取り組む。

### 4. 安全・品質

#### ①お客様（顧客・消費者）ニーズに応える製品・サービスの提供

- ・お客様のニーズを把握して、社会に有用な製品\*を開発し、また、その支援をする。  
\*社会に有用な製品とは、例えば、年齢・性別・障害の有無にかかわらず、だれもが利用しやすい製品（ユニバーサルデザイン）、あるいは、省エネ、省資源、環境保全など地球に優しい製品。

#### ②製品・サービスに関する適切な情報の提供

- ・製品やサービスに関する適切な情報をお客様に提供する。

#### ③製品・サービスの安全確保

- ・各国・地域ごとに定められた安全法規等を満たした製品・サービスを生産・提供する。

#### ④製品・サービスの品質確保

- ・品質マネジメントシステム全体についての基本的要求事項を整備・確立し実施し、また、継続的に改善する。

### 5. コンプライアンス

#### ①法令の遵守

- ・各国・地域の法令を遵守し、その徹底のために、社内体制・行動指針・通報制度・教育等の仕組みを整備し、実施する。

#### ②競争制限的な行為の禁止

- ・各国・地域の競争法を遵守し、公正・透明・自由な競争を阻害する行為（私的独占、不当な取引制限（カルテル・入札談合等）・不公正な取引方法、優越的地位の乱用など）は行わない。

#### ③腐敗防止

- ・政治・行政との健全かつ正常な関係を保ち、不当な贈賄・政治献金や不適切な利益供与及び利益授受は行わない。
- ・不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的に、ビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭の授受・供与は行わない。
- ・簿外取引や架空取引その他の虚偽の取引又はその誤解を与えるような取引を行わず、すべての取引及び資産の処分について合理的に詳細で、正確かつ公正に反映した会計記録（帳票や帳簿等）を作成し、保持する。

#### ④機密情報の管理と保護

- ・営業秘密などの、自社の機密情報を厳重に管理し、その利用を適切に行う。

- ・お客様・第三者・従業員の個人情報、及びお客様・第三者の機密情報は正当な方法で入手するとともに、厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護する。

#### ⑤適切な輸出管理

- ・各国・地域の法令等で規制される技術や物品の輸出に関して、規制品目かどうかを確認の上で該非判定書を作成・提供するなどの明確な管理体制を整備して適切な輸出手続を行う。

#### ⑥責任ある資源・原材料調達

- ・人権・環境等の社会問題への影響を考慮し、社会問題を引き起こす原因となりうる原材料（例：紛争鉱物・コバルト・天然ゴム等）の懸念がある場合には、使用回避に向けた施策を行う。

#### ⑦知的財産の尊重

- ・自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、他者の知的財産権を侵害しない。

#### ⑧通報者の保護

- ・通報に係る情報に関する機密性及び通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を排除する。

#### ⑨サイバー攻撃に対する防御

- ・サイバー攻撃などからの脅威に対する防御策を講じて、自社及び他者に被害が生じないように管理する。

### 6. ステークホルダーへの情報開示

- ・財務状況・業績、事業活動の内容、リスク情報等をステークホルダーに対し、適宜・適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼関係の維持・発展に努める。

### 7. リスクマネジメント

#### ①リスク管理の仕組みの構築と運用

- ・企業の事業行動に関するリスクを分析し、全社的な管理の仕組みを構築し運用をする。

#### ②事業継続計画の策定

- ・災害・事故に対応した早期復旧のための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定する。

#### ③苦情処理の仕組みの整備

- ・自社及びサプライチェーンの不正行為を予防するため、労働者やサプライヤーなどを含むステークホルダーが利用可能な苦情処理の仕組み（本ガイドラインの違反が疑われる行為に対し、関係者が通報し是正を促す仕組み）を構築する。

## 8. 社会・地域への貢献

- ・事業所の所在する地域社会での活動など、より良い未来の社会づくりに向けての活動を継続する。

## 9. 皆様の仕入先への展開

- ・皆様の仕入先様に対しても、上記趣旨をふまえた各社のサステナビリティガイドラインを展開し、啓発活動を通じて皆様の仕入先様におけるサステナビリティへの取り組みについて周知徹底を図る。
- ・普及・浸透にあたっては、サプライチェーンの全体を意識して、これを行い、また、必要に応じたフォロー・是正対応を行う。